

Title	明治期慶應義塾への朝鮮留学生(五)
Sub Title	Korean students at Keio during the Meiji period 5
Author	王, 賢鍾(Wang, Hyeonjong) 具, 知會(Koo, Jeehoe) 姜, 兌玢(Kang, Taeyoun) 西澤, 直子(Nishizawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2020
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.36, (2019. ) ,p.351- 395
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20190000-0351">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20190000-0351</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治期慶應義塾への朝鮮留学生(五)

王賢鍾・具知會・姜兌琬・西沢直子

本稿では、韓国延世大学学術情報院国学資料室が所蔵している「大朝鮮人日本留学生親陸会規則」を掲載する。最初に原文を掲載し、続いて和訳、最後に王賢鍾氏による解題(具知會訳)を掲載する。

和訳では、なるべく原文の漢語表記を生かした。

ただし、日本語として使用されることがないと思われる漢語については、説明的な表現に変えた。しかし文語的表現を大きく変えなければならないような場合には、意味するところを注で示した。注は初出のみに付してある。二回目以降は適宜参照された

い。難解な語も多く、読み誤りをご教示いただければ幸いである。

また原文には、規則としては不備な部分や、通常は使用されないとと思われる口語的表現もある。特に「会例」は意図的であるのか、通俗的あるいは感情的表現も見られる。和訳では規則らしく整える方法もあつたが、できる限り原文の表視や文章構成を踏襲した。

なお規則冒頭に記載されている「要旨」については、解題中に王賢鍾氏が現代韓国語に翻訳されたも

のの和訳がある。併せて参照されたい。

### 凡例

- 一、漢字は、原文については通常韓国で使用される字体、和訳については通行体を用いた。人名、地名についても同様である。原文の使用字体は、必ずしも統一されていないことを了承されたい。
- 二、原文の体裁は、意図された改行、平出、欠字のみに残した。
- 三、和訳では適宜句読点を補っている。

(西沢直子)

## 大朝鮮人日本留學生親睦會規則

開國五百四年四月 日創立

同 十月 日増訂

### 大朝鮮人日本留學生親睦會

#### 要旨

今에吾人이 旨를 立키고 憤을 發키야 外邦에 遊키야 學問을 另着힘은 開見을 淵博키고 知識을 膈明키야 國家政治의 基礎와 棟梁을 自期키고 文明開化의 精神과 骨子를 自任키지 希미이니 原意도 極히 深遠키고 抑亦各自一己上의 擔負키 職責도 甚히 重大함이라 萬一 相導相輔키고 方便을 謀키지 아니키면 麗澤키고 效도 無키고 勸勉키고 道도 無키야 利益實際에 妨害가 有키면 國家의 教育키고 道를 負키고 人民에 期望키고 意를 沮함이라 此를 恐키야 是에 親睦會를 創立키야 日後大成을 根本 坯僕을 建키노니 諸員은 十分 注意키야 各自 勉勵

고고互相輔導하야鞏固하基와廣大하業을立하야堂  
堂하我 大朝鮮國民의本領을培達하고文化의實力  
을養成하자齊心相期하야鞠躬盡瘁하기를表準하킴이  
라

大朝鮮人日本留學生親睦會規則

第一節 目的

第一條 本會는大朝鮮人日本留學生親睦會라名하

야殊方에依護하킴과學業을勤勉하킴으로目的하킴이라

第二條 開會時에或演說도하고或講話도하야學問

을相資하고知識을相擴하야國家를爲하는忠義의

心을鼓動興起하기로爲務하킴이라

第三條 諸員中에課業을篤攻하고言行을極慎하는

者는公衆贊揚하고萬一謠雜浮悖하는者는僉員이

刻別曉諭하고一向不悛하면特別히開會하야措處

하킴이라

第二節 組織

第一條 本會은本會會員特別會員及通常贊成會員特別

贊成員으로組織하킴이라

第二條 本會會員은日本에留學하는本邦人을以하

야成立하킴이라

第三條 特別會員은日本에來遊하는本邦紳商을以

하야成立하킴이라

第四條 通常贊成會員은日本에來하는使節과本邦에

在하紳商에有志者를延入하야成立하킴이라

第五條 特別贊成會員은各國紳商의有志者를延入하

야成立하킴이라

第三節 任員

第一條 本會의任員은本會會員中에서選任하되如

左하設置하킴이라

會長 一員 副會長 一員

評議員 十員 幹事 八員

會計 四員 幹籤 十員

幹誌 四員 幹督 十員

第二條 會長選舉는本會會員이投票호야多數로推

任호고

職務는會中の大小事務를統轄호고

任期는一箇年으로定호고滿期되면評議員에例호

이라

第三條 副會長選舉는亦投票호야推任호고

職務는會長을贊助호야會中諸般事務를參轄호고

若會長이事故를因호야會務를未轄호거든副會長

이會長에事를行호고

任期는亦一箇年으로定호고滿期되면評議員에例

함이라

第四條 評議員選舉는亦投票호야推任호고

職務는會中庶務를商議裁斷호야會長의認可를經

후에確定호며若會長副會長이同時에事故를因

호야出席호기不能호거든評議中에臨時會長을選

舉호야會長의職務를行호고 任期는不定함이라

第五條 幹事選舉는會長副會長及評議員이相薦호

야推任호고

職務는會中事務의凡百周旋을掌호고

任期는隨時議遞함이라

第六條 會計選舉는幹事の例를依호야推任호고

職務는會中金錢의收入과支出을掌호되會長의命

을從호야費用을出納호고

任期는亦隨時議遞함이라

第七條 幹籤選舉는會計에例를依호야推任호고

職務는日記及文簿와札翰의往來及書籍의借寬과

開會時에演說及講話中에有益호者를擇호야記注

함을掌함고

任期는亦隨時議遞함이라

第八條 幹誌選舉는幹籤의例를依호야推任호고

職務는新聞及雜誌와從他見聞의有益호者를記繕

호야會中諸員에耳目開明함을掌호고

任期는亦隨時議遞함이라

第九條 幹督選舉는幹誌의例를依호야推任호고

職務는會中動止와僉員勤情를視察호야會長에게

告知함을掌호고

任期는亦隨時議遞함이라

第四節 氏名

第一條 諸員에 氏名及居留는入會의 先後順次를依

함야規則及會報에 出版함이라

第二條 事務任員은第一에 載함고本會々員은第二

에 載함고特別會員은第三에 載함이라

第三條 贊成員에 例도第一條를 依함야 載함되通常

贊成員은第一에 載함고特別贊成員은第二에 載함

이라

第五節 期所

第一條 事務所는本公使館內에 設立함야會中留物

及書籍을藏置함이라

第二條 會所는慶應義塾大廣間을權借함야 趁期開

會함이라

第三條 會期는一箇月에 一次式定함되當月第二土

曜日下午六時에 開함야九時에 閉함이라

第四條 一年內에 良日을 擇함야 一次大會를 開함야

本會會員特別會員及通常贊成員特別贊成員이 一同

權遊함이라

第六節 會報

第一條 三箇月에 一回式會報를 出版함되其編輯日

次는如左함이라

論說 寄附書目 講演

文苑 雜報

第二條 會報는會員及贊成員과本國官部及學校諸

處에 分呈함이라

第三條 自本會로 原例進呈外에 願有受讀者는代價

를必出함이라

第七節 進退

第一條 官費留學生外에 本會에 入함리有함거든本


會員中에 保證을 得함後에 許入함이라

第二條 入會員은姓名及職務와 事業과本國居地及此

邦住所를記錄하야事務所에呈送하되入會證書式은如左함이라

入會證

第三條 會員中에歸國하던지旅行할時가有하거던會中에通報하고還來하거든亦如함이라

	
本人 姓名 官職 職業 年 月 日 年 月 日	居住 職業
生이 實會에入參하외親睦의本意及規則의條例를遵호옵고 每箇月會金도依例奉呈호을터이으니規則과會報를 示호옵 시고一稟를 特許호옵시기를爲望호옵나이다 (但轉居호을時에는另報告호을事)	
開國五百 年 月 日	
本會員 姓名 官職 職業 年 月 日 年 月 日 大朝鮮人日本留學生親睦會會長 某	
(入會證用紙는假事務所에잇스오니取用事)	

第八節 會金

第一條 會金은本會々員及特別會員이各々一箇月에拾伍錢式出하이라

第二條 贊成員은本會維持費로幾分의寄附를르하이라

第三條 贊成員의寄附金은特別히文簿에記하고會報에載하야贊成金이라稱함이라

第四條 會金과贊成金은會中經費를支用하고餘剩金은有益한書籍을買置하야僉員의輪覽을資함이라

第九節 改正

第一條 本會規則의改正할지는會長副會長及評議員이商議하야開會時에出席員三分二의同意를得하야刪增함이라

大朝鮮人日本留學生親睦會 會例

第一條 本會에 會例는 開會 閉會及 通常會、臨時會

와 延會、解會의 區別노 以호야 構成호고 餘例는 隨  
時並行호미라

第二條 開會及 閉會는 會議의 始終를 謂호미라 會所

에 就호고 罷호는 時에 相揖호는 禮를 行호야 鄭重히 相  
敬호음을 表호미 可호미이라

第三條 通常會는 每月에 原定호는 日時를 依호야 幹事

의 通報를 不要호고 赴期호야 慶應義塾 內 權設 事務  
所로 集會호미라

第四條 臨時會는 何時던지 緊急히 開議호는 事가 有하

거든 開會前 八箇時를 隔호야 各處 會員에 게 通報호  
되 但 趨時 赴會치 못호는 會員은 勿論호미라

第五條 延會는 萬一 事故가 有호야 會期를 退定호는 거

나 會所를 變遷호는 거든 開會時前 一日을 隔호야 各處  
會員에 게 通報호되 但 通常 參員外는 勿論호미라

第六條 定式外에 從容히 開議호는 事가 有호거든 會長

이 會日과 會所를 定호야 評議 諸員을 集호야 裁決호  
되 此를 委員會라 稱호야 尋常 會員은 不必 同 參호미

第七條 各處 會員이 通常會에 無故히 不參호는 勿許

호되 但 遠方에 留호는 會員은 此限에 不在호고 或有  
故호야 不參호는 其由를 會中에 通報호미 可호미

第八條 會所에 入호야 或 喧嘩호는 或 任意 出入호는 或

或 是非를 惹起호는 或 言語를 不恭히 호음을 切禁호미

第九條 會所에 出席호야 各各 演說及 發論호는 事가 有

호거든 意見書를 陳述호야 會長에 게 認可를 致호  
미 可호미이라

第十條 協議時에 兩員이 言論을 並發호야 鬧亂호는 或

弊가 有호는 各處 會長이 禁止호는 可호미이라

第十一條 會事를 議호는 際에 可否호는 出席員多數에 同

意를 得호야 決호되 彼此 同數호는 時에는 會長이 獨  
權으로 是를 定호미이라

第十二條 解會는 本會員中에 業을 卒호는 던지 特別會

員中에 所幹을 竣호고 本國에 歸호는 時에는 現任의 職



務와應分の格例를解還할지나但會案에氏名과營  
遠의事業은依舊히同함이라

### 權限

第一條 本會本會에任員을選擇함야其職을分掌함  
은課業을相妨치말며條規를相越치말며要함이니  
萬一權限을違犯함고其任을不勝함이有함야同流  
中으로面駁함기難함거든凡員에例와치其狀態  
를細述함야會長에게進呈함야一脉言路를開함지  
니其犯科의輕重을隨함야懲罰을施함이나

第二條 幹督의當分은一種警察의法을執行함야會  
所에出함면言語秩序를審查함고私室에退함면動  
靜勤慢을發摘함야會長에게告知함되遺失을故掩  
함고操縱을自擅함은勿得함지나本會에整肅頹弛  
함은一切該員의任責이라엇지輕함다함리오然이  
나如此權限外에違犯함이有함면輕重을隨함야懲  
罰을施함이라

第三條 幹誌에當分은見聞을博洽함야萬國의政

化와歷史의沿革을采綴記繙함야一般國民의耳目  
을開明케함며心胸을發達케함지아다嗚呼라有志  
君子가不同文을多闕함야可惜함時月을于此에費  
함나나本會에最先務는一切該員의任責이라엇지  
輕忽히너이리오然이나如此權限外에違犯함이有  
함면輕重을隨함야懲罰을施함이라

第四條 幹籤의當分은文字를取扱함야肝要의纂述  
과公私의文簿를織悉明正함야日後幾代에會中  
前蹟을昭然照顧케함며大凡見聞을敏速함야交  
講演實際에紊錯함이無함고函牘을備詳함야交  
接間의疑詰함이無함지나本會에文事等の關振는  
一切該員의任責이라엇지輕함다함리오然이나如  
此權限外에違犯함이有함면輕重을隨함야懲罰을  
施함이라

第五條 會計의當分은財政을取締함야支拂의剩縮  
과費用의適度를心算에豫測함고左契에勘定함야  
月終歲末에條々查證함야會中瞻聆으로確知케함  
지니其邦에經濟及銀行에局과同함지라出入의歲

額을相較하야 弊殖을達케하고 經費를濫치말면自然貨幣上에流通하야 富強上에進호지니 本會에財政等의利用은一切該員의任責이라엇지輕호나호리오然이나如此權限外에違犯호이면輕重을隨하야 懲罰을施호미라

第六條 幹事の當分은百務와周旋을取縮하야 器具汁物의出納과受取進呈의考證과送迎供帳의儀式을點檢指圖하야 或도勞働함을惜지말며 或도疲軟함을謀치말아 會躰의利益을十分注意호지니 其擔任이엇지輕호나호리오然이나如此權限外에違犯호이면輕重을隨하야 懲罰을施호미라

第七條 評議員의當分은特別銓衡의法을維持하야 材庸의優劣과令行의好惡를輕重判截하야 上下交讓의公衆便宜를裁定하고 中立兩袒하야 直舌者로 鉗默함이無케호지니 本會에言階를關하야 善惡을無隱호은尤極該員의任責이라엇지泛忽호리오然이나如此權限外에違犯호이면輕重을隨하야 懲罰을施호미라

第八條 副會長의當分은會長을助協하야 聰明의靡速함을收拾하고 庶事의叢湊함을分理하야 或도執掌호니 無케하고 大旨는會長이有故하야 事務를未轄호則此를代總하야 自裁호지니 大事를共濟하고 巨局相幫하야 結果호는道理는一切該員의任責이라엇지重치아니호리오然이나如此權限外에愆咎가有호면懲罰을待호는은아니라 職任을自免함이可호미라

第九條 會長의當分은百務를統轄하야 凡員의淑慝과任員의勤惰를嚴明查調하야 罰노懲하고 褒로揚호야 一人도惡行을潛滋케말며 一人도任務를癘曠케말고 第一은忠義上損益과研究上虛實을默確發揮하야 凡我同會員으로 文明區域에同躋호지니 大厦에棟棟과海舟의維楫이긋其任이라엇지重大치아니호리오然이나如此權限外의或私見을立하고 公道를塞하야 内外一斑의衆望을沮負하고 假名을徒守호면懲罰에서一層重호지라 掌任을自遞하고 公衆票學함이可호미라

第十條 臨時會長의 當分은 副會長이 會長의 事務를 代

割함고 如하니 萬一 會長과 副會長이 同時有故하야

庶務가 曠廢호면 此를 總轄하야 黜陟裁斷을 自分으

로 定할지니 諸任員은 其時를 當하야 此에 就하야 認

可를 受할지라 他의 替務를 修繕함이 더욱 重難치아

니 하리오 臨時此例는 權限 懲罰을 確定키 難하도다

然이나 物議의 向背와 規式의 新舊를 輕忽히 斟酌하

야 會體의 妨害를 反貽호면 現任을 自遞하고 他에 讓

함임이 可함이라

懲罰

第一條 諸員은 規則을 勿違하야 名譽를 相保하며 義

誼를 勿傷하야 學問을 相勉할지니 義誼를 勿傷함은

親睦에 在하고 名譽를 相保함은 輔導에 在하리라 萬

一 他의 過를 掩覆하거나 自의 惡을 隱諱하면 相愛하

는 道아니니 幹督은 此를 審査하야 會長에 報告하거

든 會長은 評議諸員과 議決하되 會所에 就하야 其輕

重을 隨하야 懲罰을 施함이라

第二條 懲罰은 輕重을 分하야 下中上三等에 設함이라

下等 會所에서 警責하거든 該員이 謝罪함이라

中等 會所에서 警責하고 當日만 會席에 退出함이라

上等 會所에서 警責하고 限二個月을 會席에 退出

함이라

一 下等 懲罰을 施하거든 該員이 謝罪하되 後에 因하야

參席함이라

一 中等 懲罰을 施하거든 翌日에 該員이 會長에 對面

하야 謝過하되 次會日에

參席함이라

一 上等 懲罰을 施하되 二個月을 經하야 過를 改하고

入會하야 謝罪하되 後에 因하야 參席함이라

第三條 會員中에 萬一 無故하고 會에 不參하거나

故하고 會中에 不通하거나 會所에 入하야 或 誼諱는

非하되던지 或 任意出入하되던지 或 言語不恭하야 自己

의 不美를 作하고 本會의 條規를 違하야 此等 犯科가

有<sup>ㅎ</sup>거든下等懲罰을施<sup>ㅎ</sup>킴이라

第四條 會員中에萬一學校中規則을違犯<sup>ㅎ</sup>거나無

故히日課를廢<sup>ㅎ</sup>야學業을不務<sup>ㅎ</sup>고勸誘를不從<sup>ㅎ</sup>

거나私室에歸<sup>ㅎ</sup>야同僚와紛爭<sup>ㅎ</sup>거나學校外에忌

憚<sup>ㅎ</sup>업시出入<sup>ㅎ</sup>야外邦人과喧鬧<sup>ㅎ</sup>거나私々로이會

中을誹謗<sup>ㅎ</sup>야和氣를損傷케<sup>ㅎ</sup>거나會員中愆過를

掩匿<sup>ㅎ</sup>고會長에게告知치아니<sup>ㅎ</sup>야此等犯科가有

ㅎ거든中等懲罰을施<sup>ㅎ</sup>킴이라

第五條 會員中에萬一會規와校則을違犯<sup>ㅎ</sup>야公體

에損傷<sup>ㅎ</sup>事가有<sup>ㅎ</sup>야屢次嘖喻<sup>ㅎ</sup>야도自分에愆過

를一向不悛<sup>ㅎ</sup>고出入言行間에益々히謾雜浮悖<sup>ㅎ</sup>

거나私相結黨<sup>ㅎ</sup>야事端을潛釀<sup>ㅎ</sup>야此等犯科가有

ㅎ거든上等懲罰을施<sup>ㅎ</sup>킴이라

第六條 會員中에萬一忠義에關係<sup>ㅎ</sup>罪過가有<sup>ㅎ</sup>던

지學問上進就<sup>ㅎ</sup>期望이絶無<sup>ㅎ</sup>心術이有<sup>ㅎ</sup>던지此

等犯科가有<sup>ㅎ</sup>거든三等懲罰外에特別히措施<sup>ㅎ</sup>킴이

라

第七條 任員中에愆過가有<sup>ㅎ</sup>거든尤極히輕重을稱

ㅎ야懲罰을施<sup>ㅎ</sup>되萬一三等以上에犯科가有<sup>ㅎ</sup>거  
든其任을遞<sup>ㅎ</sup>고懲罰을施<sup>ㅎ</sup>킴이라

任員

會長 魚允迪

副會長 申海永

評議員 朴義秉 李秉武 洪奭鉉 魚塔善 金鎔濟

趙齊桓 安衡中 張台煥 李瑾相 鄭在淳

幹事 金明集 崔相敦 張憲植 朴正善 王璿植

金允求 朴正銑 方漢肅

會計 康永祐 金益南 李範壽 劉昌熙

幹籤 權鳳洙 林炳龜 尹邦鉉 呂炳鉉 南舜熙

朴廷秀 李廈榮 曹秉柱 李鍾華 兪致奎

幹誌 姜璟熙 朴基駿 李龍在 高義駿

幹督 李儒哲 劉文相 李喜轍 全泰興 金憲植

安禎植 金洛煥 崔炳台 金鴻南 羅鎬

以下略

## 大朝鮮人日本留学生親睦会規則

開国五百四年四月 日創立  
同 十月 日増訂

### 大朝鮮人日本留学生親睦会

#### 要旨

今、吾々が意を立て、發奮し外邦に遊学して学問に  
另着する<sup>(1)</sup>のは、開見を<sup>(2)</sup>広げ知識を覚まし、国家政治  
の基礎と棟梁を自ら期し、文明開化の精神と骨子の  
構築を自ら任務とするためであるので、原意も極め  
て深遠であり、そもそも亦各自が負担する職責も甚  
だ重大である。万一相導き相輔ける方便を謀らない  
ならば、助けあつて学ぶ効もなく、勤勉する道もな  
く、もし利益實際に妨害があれば、国家の教育する  
道を負い人民に期望する意を沮むことになる。それ  
を恐れ、ここに親睦会を創立し、後日大成する根本

を建てるために、諸員は十分に注意し、各自勉勵し  
て相輔け導き合い、強固たる基と広大な業を立て、  
堂々たる我大朝鮮国民の本領を励み、文化の実力を  
養成する齊心を相期し、国のために身をなげうち力  
の限りを尽くすことを表準とする<sup>(3)</sup>。

### 大朝鮮人日本留学生親睦会規則

#### 第一節 目的

第一条 本会は大朝鮮人日本留学生親睦会と名づ  
く。異郷で護り合い、勤勉に学業をすることを目  
的とする。

第二条 開会時には演説やあるいは講話も行い、学  
問を相資け知識を相拡げる。国家のために忠義の  
心を鼓動興起するためである。

第三条 諸員中、課業に精を出し言行を慎重にする  
者は公に賞揚し、万一<sup>(4)</sup> 謊雜浮悖する者には皆格に  
よくわかるように諭し、一向に改まらなければ、  
特別に開会し措置をする。

## 第二節 組織

第一条 本会は本会会員、特別会員及び通常賛成  
員、特別賛成員で構成する。

第二条 本会会員は、日本に留学する本邦人を以て  
成立する。

第三条 特別会員は、日本に來遊する本邦紳商を以  
て成立する。

第四条 通常賛成員は、來日する使節と本邦に滞在  
する紳商に有志者を加えて成立する。

第五条 特別賛成員は各国紳商の有志者を加えて成  
立する。

## 第三節 役員

第一条 本会の役員は、本会会員中から選任し左の  
ように置く。

会長	一員	副会長	一員
評議員	十員	幹事	八員
會計	四員	幹籤	十員

## 幹誌 四員 幹督 十員

第二条 会長選挙は、本会会員が投票し多数を以て  
推任する。

職務は当会の大小事務を統轄する。  
任期は一年と定め、満期になれば評議員に列す  
る。

第三条 副会長選挙もまた投票で推任する。  
職務は会長を賛助し、当会の諸般事務を参<sup>(5)</sup>轄する。

若し会長が事故のため会務が続けられない場合は  
副会長が会長の事務を行う。  
任期は一年と定め、満期になれば評議員に列す  
る。

第四条 評議員選挙もまた投票で推任する。

職務は当会の庶務を協議の上裁決し、会長の認可  
を経て確定する。若し会長と副会長が同時に事故  
で出席不能の場合は、評議中<sup>(6)</sup>に臨時会長を選挙

し、会長の職務を行い、任期は不定とする。

第五条 幹事選挙は会長、副会長及び評議員が推薦

し、推任する。

職務は当会事務の様々な周旋を掌る。

任期は随時議通とする。<sup>(7)</sup>

第六条 会計選挙は、幹事の例<sup>(8)</sup>によって推任する。

職務は当会の金銭の収入と支出を執るが、会長の命に従い費用を出納する。

任期はまた随時議通とする。

第七条 幹籤選挙は、会計の例によって推任する。

職務は日記及び文簿と札翰<sup>(9)</sup>の往来、及び書籍の借覧、開催時に演説及び講話をする有益な者を選択し、記録を掌る。

任期はまた随時議通とする。

第八条 幹誌選挙は、幹籤の例によって推任する。

職務は新聞、雑誌及び他よりの見聞の内、有益なものを記<sup>(10)</sup>し当会の諸員に伝え知らしめることを掌る。

任期はまた随時議通とする。

第九条 幹督選挙は幹誌の例によって推任する。

職務は当会の動静や全員の勤情を視察し、会長に告知することを掌る。

任期はまた随時議通とする。

#### 第四節 氏名

第一条 諸員の氏名及び居留地は、入会の順番に依つて規則及び会報に印刷する。

第二条 事務役員は第一に、本会会員は第二、特別会員は第三に掲載する。

第三条 賛成員の例も第一条によって掲載することになるが、通常賛成員は第一、特別賛成員は第二に掲載する。

#### 第五節 場所

第一条 事務所は本公使館内に設立し、当会の留物<sup>(11)</sup>及び書籍を蔵置する。

第二条 会所は慶應義塾大広間を臨時に借用し、<sup>(12)</sup>趁期開会する。

第三条 会期は一箇月に一回ずつと定め、毎月第二

土曜日午後六時に開き、九時に閉じる。

第四条 一年のうち良日を選択して、大会一回を開

催し、本会会員特別会員及び通常賛成員特別賛成

員が一同權遊する。<sup>(13)</sup>

第六節 会報

第一条 三箇月に一回ずつ会報を出版する。その編

輯目次は左の通りとする。

論説 寄附書目 講演

文苑 雑報

第二条 会報は会員及び賛成員と、本国官部及び学

校諸所に呈する。

第三条 本会が原則として進呈する外に、受読を願

う者は必ず代価を支払うこと。

第七節 進退

第一条 官費留学生以外が、本会に入会する場合

は、本会員中の保証を得てから許可する。<sup>(14)</sup>

第二条 入会員は姓名及び職務、事業、本国居地及

び国内住所を記載し事務所に呈送する。入会証書

式は左の通りである。

入会証

本人 居住

官職 職業

姓名 貫 年

留

生が貴会に入参し、親睦の本意及び規則の条例に  
遵い、毎月会費も例に依つて奉呈しますので、規  
則と会報を示され、入会を特許くださるよう望み  
ます。

（ただし、転居する際にはすぐに報告すること）

開国五百 年 月 日

保人<sup>(15)</sup>本会員

姓名 印

大朝鮮人日本留学生親睦会会長 某



(入会証用紙は仮事務所にあるので、使用する(備考)ること)

第三条 会員が、帰国や旅行をすることがあれば、当会に報告し、戻った際また知らせること。

#### 第八節 会費

第一条 本会会員及び特別会員は、各々会費を一箇月拾五銭ずつ支払う。

第二条 賛成員は本会維持費として幾分の寄附をする。

第三条 賛成員の寄附金は特別に帳簿に記し、会報に掲載して賛成金と称する。

第四条 会費と賛成金は当会の経費に用い、余剰金は有益な書籍を購入し全員の回覧に資する。

#### 第九節 改正

第一条 本会規則の改正は、会長副会長及び評議員

が協議し、開会時に出席員三分の二の同意を得て加除すること。

大朝鮮人日本留学生親睦会

#### 会例

第一条 本会の会例は開会閉会及び通常会、臨時会と延会、<sup>(16)</sup>解会の区別を以て構成し、余例は<sup>(17)</sup>随時並行する。

第二条 開会及び閉会は会議の始終を言う。会所に到着、退出する際は、互いに会釈の礼を行い、丁寧に互いに敬意を表すこと。

第三条 通常会は毎月定まった日時により、幹事の通知は不要とし、その際には慶應義塾内に臨時に設けられた事務所に集会する。

第四条 臨時会は何時であっても緊急に開議する事のある場合には、開会前八時間の余裕を以て各所の会員に通知するが、ただし、すぐに会に赴くことができない会員はやむをえない。

第五条 延会は万一事故があつて会期を退定<sup>(18)</sup>するか  
会所を変更する場合、開会前に一日の余裕を以て  
各所の会員に通知する。ただし、通常参員外<sup>(19)</sup>は勿  
論であるだろう。

第六条 定式外に従容<sup>(20)</sup>に開議することがあれば、会  
長が会日と会所を定め評議諸員を集め裁決する。  
これを委員会と称し、尋常会員は参加する必要が  
ない。

第七条 各所の会員が通常会に理由なく欠席するこ  
とは許されない。ただし、遠方にいる会員はこの  
限りではない。また、理由があつて欠席する場合  
は、その理由を当会に通知すること。

第八条 会所に入つて喧嘩をする、あるいは勝手に  
出入りをする、是非の問題を起こす、言語を慎ま  
ない行為は禁止する。

第九条 会所に出席し各々演説及び論を發すること  
があれば、意見書を陳述し会長に認可を受けるこ  
と。

第十条 協議時に、両員が言論を並發<sup>(21)</sup>し騒乱の弊が  
あれば、会長が（發言を）禁止する。

第十一条 会事を議する際、可否は出席員の多数の  
同意を得て決めるが、彼此同数の時は会長が独權  
でこれを定める。

第十二条 解会は、本会員で業を卒するか、特別会  
員で所用が済み本国に帰る時に、現任の職務と  
応分の格を解く。ただし、会案における氏名や  
營遠<sup>(22)</sup>の事業は旧のままとする。

#### 権限

第一条 本会 本会<sup>(23)</sup>に役員を選択し、その職を分担  
するのは、課業を互いに妨げなく、条規を互いに  
越えない必要があるからである。万一権限を違犯  
し、その任を尽くすことができず、仲間内では面  
駁し難いのであれば、全員に例に則つてその状態  
を細述し、会長に進言して一脈の言路を開き、そ  
の犯科の輕重によつて懲罰を施すべきである。

第二条 幹督の任務は、一種警察の法を執行するも

のである。会所に出たらば言語秩序を審査し、私室に退けば動靜勤慢を摘発し、会長に報告する。

遺失を故掩<sup>(23)</sup>し、操縦を独断で行つてはいけない。

本会の整肅頹弛<sup>(24)</sup>は一切が該員の任責であり、決して軽くはない。それにもかかわらずこの権限外で違犯することがあれば、軽重によつて懲罰を施す。

第三条 幹誌の任務は見聞をあまねく博くし、万国の政化<sup>(25)</sup>や歴史の沿革を采綴<sup>(26)</sup>記繙し、一般国民の耳目を開明させ、心胸を發達させることである。嗚呼、有志君子が外国語の能力不足で惜しむべき時月をここに費やしているのに、本会の最先務は一切該員の任責で、決して軽んじることではできない。それにもかかわらずこの権限外に違犯するところがあれば軽重によつて懲罰を施す。

第四条 幹籤の任務は文字を取り扱い、要となる纂述や公私の帳簿を詳細に明らかに正し、後日幾代

にわたり会中前蹟を昭然照顧<sup>(27)</sup>させる。大凡の見聞を敏速に行つてこそ講演の際に紊錯<sup>(28)</sup>がなく、書簡を備詳<sup>(29)</sup>してこそ、交わり接する際に疑いが詰まることがない。本会の文書などの関扱は、<sup>(30)</sup>一切該員の任責であるため決して軽いことではない。それにもかかわらずこの権限外に違犯することがあれば軽重によつて懲罰を施す。

第五条 会計の任務は財政を取り締まり、支払いの過不足と費用の適度を心算で予測し、左契に勘定して月終歳末に条々を査証し、会中に視聽を以て確知させる。その邦の経済及び銀行の局と同じである。出入の歳額を相較し<sup>(31)</sup>贅殖を達するようにする。経費を濫用しなければ、自然貨幣が流通され、富強になる。本会の財政等の利用は、一切該員の任責であるため決して軽くない。それにもかかわらずこの権限外に違犯することがあれば、軽重によつて懲罰を施す。

第六条 幹事の任務は百務と周旋を取り締まり、器

具汁物の出納や受取進呈の考証、送迎供帳の儀式を点検指図し、労働を惜しまず、疲軟を謀らず、会体の利益を十分注意することにある。其担任は決して軽くない。それにもかかわらずこの権限外に違反することがあれば軽重によって懲罰を施す。

第七条 評議員の任務は特別の選考の法を維持し、才能の優劣や行動の好悪を軽重判裁<sup>(33)</sup>することで、上下交譲<sup>(34)</sup>の公衆の便宜を裁定し、双方からの中立を守り、発言者が口を封じられることのないようにする。本会の言階を闢き、善悪を明らかにするのは極めて該員の任責であるため疎かにしてはいけない。それにもかかわらずこの権限外に違反することがあれば軽重によって懲罰を施す。

第八条 副会長の任務は会長を助協し、聡明の及ばざるところは収拾し、入り組んだ庶事を整理して執掌<sup>(35)</sup>が無いようにする。大旨、会長が理由があつて事務ができないとき、これを代理し自裁する。大事を共済し巨局相幫<sup>(36)</sup>して結衆する道理は、一切

該員の任責で、きわめて重要である。それでもこの権限外に愆咎がもしあれば、懲罰を与えるのみならず、職任を辞任すべきである。

第九条 会長の任務は百務を統轄し、全員の淑慝<sup>(37)</sup>や任員の勤惰を厳明調査して、懲罰や褒揚を行い、一人も悪行に陥らせず、一人も任務を癘曠<sup>(38)</sup>させない。第一は忠義上の損益や研究上の虚実を黙確<sup>(39)</sup>發揮し、我々全てが同会員として文明区域で歩みをともしする、大厦における棟樑、海舟における維楫<sup>(40)</sup>が則ち其任であり、とても重大である。それにもかかわらずこの権限外の私見を立て、公道を塞ぎ、内外一斑の衆望を邪魔し、仮名を徒らに守るならば懲罰は一層重いため、掌任を自遁<sup>(41)</sup>し公衆票<sup>(42)</sup>とすべきことである。

第十条 臨時会長の任務は、副会長が会長のことを代割<sup>(43)</sup>するのと同じである。万一会長と副会長が同時に故あり、庶務が曠廢した場合これは総轄し、黜陟裁断を自ら定める。諸任員は、その時に

はこれに従い認可を受けること。他人の代わりに職務を修繕することはより困難であり臨時の例は権限懲罰を確定しにくい(44)が、物議の向背や規式の新旧を侮って斟酌し、会体の妨害を反貽するならば、現任を自ら辞し他に譲ること。

## 懲罰

第一条 諸員は規則を守り名誉を相保ち、義誼を守り学問に相勉める。義誼の勿傷は親睦にあり、名誉の相保は輔導にある。万一、他の過ちや自らの悪を隠すことは相愛する道ではないため、幹督はこれを審査し会長に告げる。会長は評議諸員と議決し、会所においてその軽重によつて懲罰を施す。

第二条 懲罰は軽重で分け下中上三等を設ける。

下等 会所で警責し、該員が謝罪する。

中等 会所で警責し、当日のみ会席から退出する。

上等 会所で警責し、二箇月に限り会席から退出する。

一 下等懲罰を施行する場合、該員が謝罪した後に参席させる。

一 中等懲罰を施行する場合、翌日に該員が会長に面会し謝罪するか、書で謝罪した後、次の会日から参席させる。

一 上等懲罰を施行した後二箇月を経て、過ちを改め、入会し謝罪した後に参席させる。

第三条 会員中、もし理由なく会を欠席する、理由があつて会に通わない、会所に入つて誼譁し是非を争う、任意に出入する、言語を慎まずに自己の不美を作つて本会の条規を違反するなどの犯科があれば、下等懲罰を施す。

第四条 会員中に万一学校の規則を違犯したり、故なく日課を廃し、学業を務めず、勧誘に従わない、私室に帰り同僚と紛争する、勝手に学校外に出入し外邦人と騒ぐ、私的に当会を誹謗し和氣を

損傷させる、会員の過ちを匿し、会長に報告しないなどの犯科があれば中等懲罰を施す。

第五條 会員中に、万一会規や校則を違反し、公体が損傷することがあり、度々哂諭しても自分の過誤を一向に倅めず出入し、言行がますます謠雜浮悖するか、個人的に結党し事端をひそかに醸すなどの犯科があれば、上等懲罰を施す。

第六條 会員中に万一忠義に関する罪過があるか、学問上進就する期望が絶てない心術があるなどの犯科があれば、三等の懲罰外に特別に措置する。

第七條 役員中に過誤があれば、もつとも厳しく軽重をはかり懲罰を施す。万一三等以上の犯科があれば、その任を免じを辞し懲罰を施す。

役員

会長 魚允迪

副会長 申海永

評議員 朴義秉 李秉武 洪奭鉉 魚琿善 金鎔濟

趙齋桓 安衡中 張台煥 李瑾相 鄭在淳

幹事 金明集 崔相敦 張憲植 朴正善 王瑾植 金

允求 朴正銑 方漢肅

會計 康永祐 金益南 李範寿 劉昌熙

幹籤 權鳳洙 林炳龜 尹邦鉉 呂炳鉉 南舜熙 朴

廷秀 李厦榮 曹秉柱 李鍾華 兪致奎

幹誌 姜璟熙 朴基駿 李龍在 高羲駿

幹督 李儒哲 劉文相 李喜轍 全泰興 金憲植

安禎植 金洛煥 崔炳台 金鴻南 羅鎬

本会会員名簿

洪奭鉉 居京 留東京牛込区早稲田東京専門學校

李秉武 同 留東京麴町区中六番町五十番地本公使館

魚允迪 同 留東京芝区三田町二丁目二番地慶應義塾

朴義秉 居鉄原 留東京麴町区中六番町五十番地本公

使館

玄公廉 居京 留九州熊本市新屋敷唐笠百三十九番地

井手方

慎順晟 同 同

朴基駿 同 留東京京橋区築地立教大校

李竜在 同 同

姜璟熙 同 留東京麴町区下六番町六番地明治女学校

高義駿 居京 留東京麴町区下六番町六番地明治女学校

校

金鳳錫 同 留東京芝区三田町二丁目二番地慶應義塾

中海永 居利川 同

李喜轍 居京 同

呂炳鉉 居楊州 同

李儒哲 居水原 同

金鎔濟 居京 同

趙齊桓 同 同

尹泰凡 居公州 同

安昌善 居高陽 同

鄭在淳 居京 同

李瑾相 同 同

安禎植 居広州 同

安衡中 居京 同

魚塔善 同 同

張憲植 居竜仁 同

崔相敦 居京 同

崔奎福 同 同

李在夏 居抱川 同 帰国

金明集 居楊州 同

白轍洙 居雲峰 同 帰国

全泰興 居京 同

張浩翼 居清安 同

權鳳洙 居利川 同

李周煥 居麟蹄 留東京芝区三田町二丁目二番地慶應義塾

義塾

張台煥 居京 同

李喆宇 同 同

金憲植 居広州 同

金允求 居江華 同

明治期慶應義塾への朝鮮留学生（五）

李敬承	居鎮川	同
玄学圭	居明川	同
李正熙	居肅川	同
李鍾華	居京	同
朴炳憲	同	同
鄭錫煥	居広州	同
兪致惠	同	同
嚴柱一	居利川	同
王璉植	居京	同
尹世鏞	在江華	同
李玄載	居楊根	同
申佑善	居高陽	同
張明根	同	同
南舜熙	居長湍	同
金基璋	居端川	同
李範寿	居堤川	同
康永祐	居京	同
李宜恂	居抱川	同
吳世儀	居京	同
	同	帰国

鄭寅昭	居安山	留東京芝区三田町二丁目二番地慶應
義塾		
朴正善	居京	同
劉昌熙	同	同
徐丙吉	同	帰国
金教興	同	同
趙学熙	同	同
李殷相	同	同
金寬鉉	居水原	同
方漢肅	居京	同
洪承復	同	同
金星圭	同	帰国
張東煥	同	同
吳胄泳	同	帰国
金鴻南	同	同
李興俊	同	同
池承俊	同	同
張奎煥	同	同
朴道秉	同	同



劉文相	同	同
趙東赫	同	婦国
俞承兼	同	同
韓万源	同	同
趙元奎	同	婦国
羅鎬	同	同
趙文元	居京	留東京芝区三田町二丁目二番地慶應義塾
洪彦杓	同	婦国
黃佑惠	同	同
金淳恒	同	同
李冕宇	同	同
張承斗	同	同
朴叙陽	同	婦国
李時懋	同	同
崔永植	同	同
尹基周	同	婦国
林炳龜	同	同
吳亨根	同	婦国
劉鎮世	同	婦国

黃佑璿	同	婦国
李漢心	同	婦国
李源昇	居金浦	同 婦国
尹九善	居京	同 婦国
吳在喆	同	同
尹邦鉉	同	同
林浚相	同	婦国
林惠相	同	同
慎俊賊	同	同
姜竜甲	居宜寧	同 婦国
權承祿	居京	同
朴完緒	居京	留東京芝区三田町二丁目二番地慶應義塾
李範鶴	同	婦国
金亨燮	居肅川	同
金敬濟	居京	同
任徹宰	同	婦国
李熙峻	同	同
孫万秀	居沃川	同
金大熙	居京	同

明治期慶應義塾への朝鮮留学生 (五)

俞致学	居広州	同	全万基	同	同
金奎福	居京	同	呉聖模	居平壤	同
卞志琬	同	同	金正燠	居金海	同
金重漢	同	同	朴潤陽	居京	同
金教先	同	同	朴廷秀	居金海	同
徐丙武	同	同	陳熙星	居京	同
金東完	同	同	張源植	同	同
俞鎮方	居広州	同	廉学雨	居金化	同
魚潭	同	同	金鴻鎮	居平壤	同
洪仁杓	居京	同	安応善	居陽智	同
鄭海英	同	同	玄櫛	居楊州	同
河相驥	同	同	韓鳳儀	居平壤	同
金洛煥	居韓山	同	盧景輔	居豊川	同
金世泰	居楊州	同	禹泰鼎	居平山	同
崔炳台	居京	同	卞河璣	居蔚山	同
李熙璣	同	同	韓震用	居定平	同
金東圭	居京	留東京芝区三田町二丁目二番地慶應義塾	金義善	居平壤	同
金益南	同	同	權定鎮	居京	同
朴正銑	同	同	朴晚緒	居公州	同

李厦榮 居平康 同

曹秉柱 居京 同

徐廷岳 居京 留東京芝区三田町二丁目二番地慶應義塾

安明善 居陽智 同

李用雨 居京 留横浜戸太村戸部百三十二番地

俞斌兼 居広州 同

趙鍾甲 居安山 同

朴鍾漢 居京 同

崔俊相 同 同

金鴻卿 居仁川 同

俞致奎 居洪州 留東京芝区三田町二丁目二番地慶應義塾

朴莊和 居京 同

鄭殷謨 居機張 同

李圭三 居京 同

朴正和 同 同

金鼎禹 居広州 同

元心常 居天安 同

金錫胤 居京 同

李憲珪 同 同

林在德 居溫陽 同

權浩善 同 同

尹致賊 居京 同

金鳳股 居広州 同

白学露 居釜山 留東京麴町区三番丁九番地小金楼

特別会員

安泳中 居京 留西京商業学校

閔泰稷 同 留馬関商業学校

鄭雲復 居交河 留大阪西区江戸堀南五丁目商業学校

申錫麟 居京 留大阪堂島市立商業学校

趙秉教 同 留横浜戸太村戸部百三十二番地

沈魯漢 居水原 同

李重元 居京 同

成暢基 居京 留東京麴町区三番町九番地小金楼

趙義範 同 同

王瑜植 同 同

權学鎮 同 同

李大珪 同

通常賛成員氏名簿

通常賛成員座次(随入会順序)

義和君殿下 本会通常賛成員長 李炯

駐日辦理公使署理 金思純

駐日辦理公使署事務代理 韓永源

駐米辦理公使署理 李玄植

特命駐日全權公使 高永喜

公使館參書官 李台植

同 書記生 劉燦

内部主事 玄隲

農商工部會計局長 兪星濬

法部檢事局長 安寧洙

中枢院參書官 尹致昨

總理大臣 金弘集

内部大臣 朴定陽

同 協辦 兪吉濬

外部大臣 金允植

同 協辦 尹致昊

度支部大臣 沈相薰

同 協辦 李鼎煥

法部大臣 徐光範

同 協辦 李在正

軍部大臣 安駟寿

同 協辦 權在衡

宮内府大臣 李耕植

同 協辦 李範晋

学部大臣 李完用

同 協辦 金春熙

農商工部大臣 金嘉鎮

同 協辦 鄭秉夏

中枢院議長 魚允中

同 副議長 申箕善

警務使 李允用

漢城府觀察使 李采淵

前軍部大臣 趙義淵

前宮内部協辦 金宗漢

前警務使 尹雄烈

前兵使 權滢鎮

前兵使 李根澔

前府使 尹英烈

前度支部參書官 韓鎮昌

前度支部參書官 柳正秀

前外部秘書課長 陸鍾允

前軍部參領 趙義聞

前僉使 權東鎮

前虞使 李熙斗

前郡守 金亨俊

前監察 李希運

前司果 韓敬履

前監察 李弘淳

特別賛成員氏名簿

特別賛成員(イロハ順序)

東京芝区三田町二丁目二番地

應義塾々頭 福沢諭吉

本会特別賛成員長 慶

同 麻布区鳥居阪町二番地 貴族院議員 岩村定高

同 麴町区紀尾井町六番地 理学博士 石川千代松

同 牛込区市ヶ谷砂土原町一丁目三番地 衆議院議員

犬養毅

同 神田区中猿楽町十七番地 衆議院議員 市島謙吉

東京 麴町区下六番町六番地 明治女学校幹事 岩本

善治

同 牛込区横寺町十九番地 法学士 井上辰九郎

同 麴町区中六番町十八番地 法学士 井上密

同 麻布区芝森元町二丁目十八番地 井手佐三郎

同 小石川区音羽町七丁目十番地 東京専門学校々長

衆議院議員 法学博士 鳩山和夫

同 京橋区築地三丁目四番地 宮内次官 花房義質

同 麴町区富士見町農商務省大臣官舎 農商務大臣秘

書官 早川鉄冶

同 小石川区水道町 陸軍士官学校々長 波多野毅

同 牛込区神楽町二丁目二番地 原田助

同 芝区三田町二丁目慶應義塾内 長谷川久次郎

同 芝区三田町二丁目二番地 浜野定四郎

同 芝区三田四国町二番第一号口ノ七 馬場丈太郎	同 牛込区弁天町三十二番地 法学士 織田万
同 牛込区築土前町十六番地 貴族院議員 公爵 二	同 小石川区東五軒町二十九番地 小川盛重
条基弘	同 下谷区仲根岸四番地 美術学校々長 文学士 岡
同 青山学院内 青山学院々長 本多庸一	倉覚三
同 牛込区赤城下町五十三番地 大審院判事 独乙法	同 芝区南佐久間町二丁目五番地 渡辺洪基
学博士 本多康直	同 芝区三田町慶應義塾内 和田定一
同 芝区三田四国町二番地 市会議員 星松三郎	同 芝区三田豊岡町六十六番地 衆議院議員 河野広中
同 赤阪区水川町五番地 国民新聞社々長 徳富猪一郎	同 麴町区元園町一丁目二番地 日本郵船会社副社長
同 牛込区早稲田 伯爵 大隈重信	加藤正義
同 麻布区鳥居阪町九番地 枢密院顧問官 大鳥圭介	同 小石川区下富坂町十九番地講道館内 高等師範学
同 宮城県仙台市清水小路 東北学院々長 狎川方義	校々長 嘉納治五郎
東京 麴町区内幸町衆議院書記官長官舎内 衆議院書	同 麴町区富士見町二丁目十八番地 勝田孫弥
記官長 法学士 奥田義人	同 芝区西久保神谷町十八番地 門野幾之進
北豊島郡高田千登世町五番地 貴族院議員 子爵 岡	同 赤坂区田町七丁目三番地 朝野新聞社長 川村惇
部長職	同 麻布区本村町百八十七番地 鎌田栄吉
東京 小石川区大六天町 衆議院議員 尾崎行雄	同 牛込区市ヶ谷田町三丁目廿一番地 陸軍中將 貴
同 京橋区山城町十一番地 中央新聞社々長 弁護士	同 族院議員 谷干城
大岡育造	同 本郷区湯島三組町五十九番地 帝国海上保險会社
東京 小石川区久堅町七十四番地 文学士 大西祝	長 貴族院議員 武井守正

同	本郷区駒込西片町十番地	衆議院議員	田口卯吉
同	牛込区矢来町四番地	衆議院議員	文学士 高田
	早苗		
同	牛込区早稲田南町五十二番地	東京専門学校寄宿	
	舍々長 田中唯一郎		
同	麹町区有楽町警視総監官舎	警視総監	園田安賢
同	牛込区大久保余丁町百十二番地	文学士	坪内雄蔵
同	芝区三田綱町三番地	貴族院議員	子爵 鍋島直彬
同	日本橋区浜町二丁目十二番地	貴族院議員	長岡
	護美		
同	四ツ谷区船町八番地	文学士	長沢市蔵
	朝鮮国官立日本語学校教師	長島崑次郎	
東京	小石川区竹早町七十六番地	法学士	中村進午
同	京橋区加賀町九番地	衆議院議員	弁護士 中島
	又五郎		
同	芝区三田町慶應義塾内	中村利器太郎	
同	同 向軍治		
同	同 村上守倫		
同	麹町区永田町陸軍參謀本部内	陸軍大尉	宇都宮
	太郎		
同	牛込区市ヶ谷仲ノ町五十二番地	衆議院議員	野
	口代治		
同	麹町区永田町一番地	衆議院議長	楠本正隆
同	麹町区元園町二丁目四番地	学習院教授	呉文聡
同	神田区雉子町三十二番地	日本新聞社々長	陸実
同	麻布区一本松町二十四番地	貴族院議員	安場保和
同	芝区三田町慶應義塾内	安富衆輔	
同	麻布区芝森元町一丁目二十一番地	弥気田内	山田
	孝道		
同	芝区三田四国町一丁目十六番地	山口大造	
同	麹町区中六番町四十六番地	山崎英夫	
同	麹町区上二番町三十三番地	女子学院々長	矢島
	揖子		
同	小石川区関口台町五十八番地	前島密	
同	牛込区通寺町三十二番地	医士	前田秀邨
同	京橋区靈岸島銀町二丁目十四番地	東京商船学	
	校々長 松山温徳		
同	牛込区矢来町四番地	米国法律学士	松平康国

- |    |                       |             |                           |
|----|-----------------------|-------------|---------------------------|
| 同  | 麴町区富士見町一丁目十八番地        | 松村介石        | 朝比奈和泉                     |
| 同  | 牛込区市ヶ谷砂土原町三丁目二十番地     | 衆議院議員       | 同                         |
|    | 員 松島廉作                |             | 同 本郷区西片町十番地ホノ十号 法学士 弁護士   |
|    | 員 松島廉作                |             | 朝食外茂鉄                     |
| 同  | 芝区三田慶應義塾内 慶應義塾々監      | 益田英次        | 同 麴町区土手三番町十四番地 文学士 天野為之   |
| 同  | 同 榎哲                  |             | 同 麴町区有楽町改進黨事務所 改進黨掌事 浅香克孝 |
| 東京 | 芝区三田慶應義塾内             | 福沢捨次郎       | 同 四ツ谷区竈筒町四十八番地 衆議院議員 佐々友房 |
| 同  | 同 藤田一松                |             | 同 牛込区市ヶ谷二十騎町二十一番地 市會議員 秀  |
| 同  | 麴町区七丁目二十番地            | 貴族院議員 学習院々長 | 英舎々長 佐久間貞一                |
|    | 公爵 近衛篤麿               |             | 同 京橋区築地栄町 立教学校々長 左乙女豊秋    |
| 同  | 芝区三田二丁目二番地            | 貴族院議員 慶應義塾々 | 同 芝区愛宕町二丁目 医学博士 北里柴三郎     |
|    | 長 小幡篤次郎               |             | 同 神田区中猿楽町二十二番地 明治法律学校々長   |
| 同  | 赤阪区一ツ木町六十三番地          | 衆議院議員 肥塚竜   | 法律学士 岸本辰雄                 |
| 同  | 牛込区山伏町四十八番地           | 弁護士 小山愛治    | 同 芝区西久保桜川町二番地 衆議院議員 喜多川孝經 |
| 同  | 麴町区富士見町 農商務大臣 子爵 榎本武揚 |             | 同 京橋区木挽町九丁目二十五番地 東京府知事 貴  |
| 同  | 麻布区我善坊町三十七番地          | 衆議院議員 江原素六  | 族院議員 三浦安                  |
| 同  | 本郷区西片町十番地ホノ十五号        | 工業学校々長      | 同 麴町区飯田町三丁目二十二番地 衆議院議員 箕  |
|    | 手島精一                  |             | 浦勝人                       |
| 同  | 神田区猿楽町 医学博士 青山胤通      |             | 同 麴町区中六番町三十一番地 衆議院副議長 島田  |
| 同  | 京橋区尾張町一丁目一番地          | 東京日日新聞社々長   | 三郎                        |



同 麴町区富士見町四丁目 明治義会中学校々長 塩

谷吟策

東京 牛込区矢来町三番地山里三号四 衆議院議員

四ノ宮有信

同 麴町区富士見町二丁目十九番地 救世社々主 島

貫兵太夫

同 芝区三田慶應義塾内 庄原虎之進

同 麴町区富士見町二丁目一番地 法学士 弁護士

平田讓衛

同 麻布区鳥居阪町二番地 本野盛亨

同 神田区今川小路三丁目四番地 衆議院議員 守屋

此助

同 小石川区久堅町 日本中学校校長 杉浦重剛

同 芝区琴平町三番地 衆議院議員 末広重恭

同 麻布区飯倉片町二十九番地 衆議院議員 鈴木重遠

注

- (1) 専ら取り組む
- (2) 見聞
- (3) めあて、目的
- (4) 嘘をつく、へつらう
- (5) 取り行う
- (6) 評議員中の意か
- (7) 相談して定める
- (8) (同位に並ぶ) 人びと
- (9) 帳簿
- (10) 記録して翻訳する
- (11) 所持するもの
- (12) 随時
- (13) よろこび楽しむ
- (14) 承諾
- (15) 保証人
- (16) 脱会
- (17) 他の場合はその時々に合わせて
- (18) 延期
- (19) 通常に参加している会員という意味と思われる
- (20) 必要に応じて
- (21) 同時に発する
- (22) 生業とする

- (23) 故意に隠す
- (24) 気が崩れ緩む
- (25) 政治文化力
- (26) 選り集める
- (27) 明らかにし顧みる
- (28) 混乱
- (29) 詳細に準備する
- (30) 作成
- (31) 利殖
- (32) 疲れ弱ること
- (33) 判断
- (34) 互いに遠慮すること
- (35) 物事が多すぎて停滞すること
- (36) 大事は助け合う
- (37) 善悪
- (38) 役員が、長期間不在すること、ここでは放棄のことか
- (39) 黙して確認して明らかにする
- (40) 網とかじ
- (41) 自ら辞する
- (42) 選挙
- (43) 代理
- (44) 残す
- (45) 自らをはずかしめる行為

## 大朝鮮人日本留学生親睦会規則 解題

王 賢鍾

（具知會訳）

### 一．資料の形式と主要内容

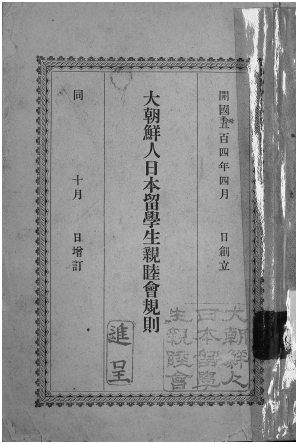
この資料は一八九四年、朝鮮の甲午改革政府の外国留学方針により慶應義塾に留学した、朝鮮人日本留学生たちが構成した親睦会の規則で、題目は「大朝鮮人日本留学生親睦会規則」である。資料の表紙には、一八九五（開国五〇四）年四月に創立した「とや、同年十月に「進呈」した印が押されている。『延世大学校学術情報院国学資料室所蔵図書、請求記号（O 370.196296 대조선）』形態事項（24, 34p.: 19cm)】。

この資料には親睦会の詳細規則とともに入会証、特別賛成員名簿や所属、住所などが記録されており

り、親睦会の組織や運営及び活動を、具体的に把握  
することができる。

一八九五年四月、日本東京に到着した朝鮮人留  
生たちは、五月十二日（旧暦四月十八日）午後一  
時、「慶應義塾倶楽部」を借り、初めて親睦会を開  
催した（『親睦会会報一号』九六～九七頁）。親睦会  
結成の趣旨は、留学生たちがお互いに保護し、助け  
合い、我が大朝鮮国の民の本領を大きく立て、文化  
の実力を養成することであった。

その際、円滑な運営のために、『大朝鮮人日本留  
学生親睦会規則』を制定した。会議の目的、組織、



表紙

役員、氏名、期所、会報、進退、会費、改正の九節  
で構成され、主な内容は以下の通りである。

#### 要旨

大朝鮮人日本留學生親睦会

規則

会例

権限

懲罰

役員

本会会員名簿

特別会員

通常賛成員氏名簿

特別賛成員氏名簿

まず、規則のはじめに登場する要旨には、本会の  
目的が詳しく説明されている（原文は三五二頁）。

只今我らが意を立て、感情を發揮させ外国に留

学し学問を専らとするのは、見聞をあまねく開いて広深くし、知識を覚し明確にして国家政治の基礎や棟梁を自ら規約して文明開化の精神と骨子を自任するためである。元来意図も極めて深遠く、各自一身上の担当する職責も甚だ重大である。万一お互いに導いて助け合う方便を謀らなければ、互いに助け合い学ぶ恵みもなく、勤勉する道もなくして利益実際に妨害があれば、国家が教育する道を負って人民に期望する儀を阻むのである。これを恐れ親陸会を創立し、今後大成する根本の部分を作るため、人々は十分注意し各自勉励し、互いに輔導して乾固たる基礎や広大なる業をたて堂々の我が大朝鮮国、民の本領を励み、文化の実力を養成しよう。心を整然とし、互いに規約し心身を尽くして国事に貢献するのを標準とする。

要旨の次は、親陸会規則の目的と組織に関する部

分で、それぞれ三条、五条が定められた。会員は、会員と特別会員および、通常賛成員、特別賛成員で構成された。会員は日本に留学する朝鮮人としたが、特別会員には朝鮮人紳商が含まれ、特別賛成員には多数の日本人をはじめ、各国紳商の有志者を参加させた。

## 二、親陸会の構成員と活動

### ——会員や賛成員たち

第三節では、親陸会の役員が定められた。特筆すべき点は会長や副会長、評議員などが投票で選ばれ、一年を任期とする点である。初代役員は、会長の魚允迪をはじめ副会長の申海永、評議員は朴義秉など十名、幹事は金明集など八名、他に会計、幹籙、幹誌、幹督など、四十八名に達した。巻末の〈表1〉の通りである。

第四節は「氏名」で名簿への掲載順などを定め、第五節の「期所」は事務所的位置や会期に関する内容である。第六節は「会報」の規定であり、三か月

に一回、発行することを定めた。第七節以降では進退や会費、改正の要件などが決められた。また、親睦会の運営のために「会例」も制定するなど、会議の運営や各々の権限に対する規則を定め、会議運営の円滑化を計った。

留学生親睦会の事務所は駐日公使館内に置かれ、親睦会は慶應義塾内を借りて開催された。会期は一か月に一回とし、毎月第二土曜日の午後六時から九時まで開催することにした。親睦会は第一回（一八九五年四月十八日）から第三十一回（一八九七年十二月五日）まで、計三十一回の通常会を開催した。彼らは大体、開化や文明、教育や留学姿勢、立憲政治や制度開会などの主題を取り上げた。

『大朝鮮人日本留学生親睦会会報』（以下親睦会会報）は、一八九五年十一月に第一号が発行された。以後三か月に一回ずつ発行しようとしたが、第四号からは半年刊誌となり六か月に一度発刊された。会報は要旨、私説、論説、文苑、講演、内報、外報、

万国事報、雑報、会中記事などで構成されていた。特に講演や討論を通じて一度議論した主題は、以後の論説に載せられた。このように、親睦会会報は単に朝鮮留學生の親睦を図る学生団体水準の会報に留まるものではなく、日本国内の情勢、学術情報の流布や改革の課題など、多方面の知識を盛り込む学術雑誌の性格を持っていた。

一方、留学生規則に収録された内容のなかで、各留學生たちが寄居した宿所に関する記録も貴重である。宿所は慶應義塾内が多数を占めているが、慶應義塾以外の他の学校や大学の宿舍の者も見受けられる（表2）。

そして資料の最後にある名簿は今回の資料のなかで最も独特な部分である。それはまさに留學生親睦会を協賛するための特別賛成員の記録で、多様な地位や活動の人物を包括している（表3）。

〈表3〉の「通常賛成員名簿」には、一八九五年当時、朝鮮の甲午改革政府の主要官吏である義和君

李垞をはじめ、前・現職の官僚たちが含まれている。この記録では、内部大臣を務めていた朴泳孝が放逐されてからも、朴泳孝と関係のある人物たちが前職官僚として記載されていることが注目される。

いずれにしろ一八九五年四月以降十月まで、朝鮮留学生の派遣に直接あるいは間接的に助力した朝鮮の官僚たちの姿を知ることができる。

〈表4〉によると、親睦会会則に収録された特別賛成員は一一〇名に至る。これを大きく六種類に分類すると、Iグループは慶應義塾と関係のある人物たちである（十九名）。福沢諭吉は慶應義塾の創立者であり、朝鮮留学生たちの教育と指導を担当した。慶應義塾に勤務した人たちは、向後朝鮮留学生の進路設計に大きな助けを与えたと思われる。

IIグループは日本の諸大学で教育や行政を担当していた人物たちである（十八名）。青山学院院长の本多庸一をはじめ東北学院院长、高等師範学校校長、東京専門学校校長・寄宿舎舎長、工業学校校

長、日本中学校校長、学習院長、東京商船学校校長などが網羅されていた。彼らは大抵ヨーロッパやアメリカに留学した経験を持つ教授であり、各大学の長として主要な役割を務めていた。

Ⅲのグループの場合は、当時政界の人物たちで、衆議院議員や貴族院の元老などを網羅している。宮内次官を務めていた花房義質と枢密院顧問官の大島圭介は、もと駐韓日本公使であったため含まれるのは当然であろう。二条基弘、岡部長職のような貴族たち、貴族院議長である近衛篤磨や大隈重信のような重鎮の政治家もある。他に、グループⅣの文学、法学士及び医師・法律家・弁護士なども、専攻選択や進路と密接にかかわっている人物だと言えよう。また、グループⅤのように主要新聞社の社長団も注目すべきである。国民新聞社の社長である徳富猪一郎、中央新聞社社長の岡育造、朝野新聞社社長の川村悖、日本新聞社社長の陸羯南、東京日日新聞社社長の朝比奈和泉、読売新聞の本野盛亨などである。親

陸会の特別賛成員の多数は、慶應義塾を卒業した留学生たちの進路に大きな影響を与えるようになったと推定される。すなわち結果として、彼らは留学生たちの大学進学や、専攻分野の選択に一定の役割を果たしたと見られる。

### 三、『親陸会規則』資料の活用と研究上の意義

この資料は一般的には「在日朝鮮人留学生親陸会」と称される留学生親陸会の「規則資料」である。この時期の、朝鮮人留学生研究は一九七〇年代中盤、阿部洋が精力的に旧韓末の日本留学関係資料の研究を開始して以来、主に在日朝鮮人留学生たちの『親陸会会報』が大きく活用されてきた。反面、朝鮮留学生たちの親陸会そのものの記録資料は、十分に活用されてこなかった。一九九〇年代末までは、この「規則資料」の存在すら知られていなかったため、朝鮮人留学生の親陸会の研究には活用することができなかった。

しかし、すでに親陸会規則の資料全体が明らかになったことよって、親陸会が結成された目的、活動内容を詳細に把握できるのみならず、会員全体の名簿、通常賛成員と特別賛成員の名簿が把握できる。特に親陸会の結成以後の、朝鮮国内および日本での大々的な後援者や後援内容がある程度把握できる。そしてそこには朝鮮の甲午改革を主導した官僚たちが多数登場しており、甲午改革の官費留学生の派遣事実を如実に捉えることができる。また、日本政府および朝野からの後援を把握できる特別賛成員の顔ぶれが注目される。彼らは後援の方法から留学生たちの上級学校進学、さらには大学の専攻分野の決定や、武官学校など特定分野の進学に絶対的な役割を果たしたと推定される。

この規則資料は、当時の留学生親陸会の活動を生き生きと記録している『親陸会会報』（一〜六号）とともに、甲午改革以降から大韓帝国前期までの朝鮮留学生の考えや活動が分かる基本資料である。こ

の資料を通じて朝鮮留学生たちの日本近代学問の受容の程度が把握でき、朝鮮の近代改革運動の思想や活動に対する学術的な背景を知ることができる。今後この資料の分析によって、近代移行期朝鮮の日本近代学問受容方式がどのような形態に変容していくのかを知ることができ、日本を通じた学問受容が植民地の政治的社会的活動のパロメータとなった事情も計ることができよう。

参考文献

資料

- 『親睦会会報』一〜六号(影印版) 車培根著 『開化期日本留学生들의言論出版活動研究(Ⅰ)』 서울대학교출판부 二〇〇〇年)
- 『慶應義塾入社帳』復刻版 全五卷、福沢研究センター 一九八六年
- 『大韓帝国官員履歷書』大韓民国文教部 国史編纂委員會 一九七二年
- 『学部去來文』(ソウル大学奎章閣所藏)

著書あるいは論文

- 阿部洋 「旧韓末日本留学(Ⅰ)——資料的考察」 『旧韓末日本留学(Ⅱ)——資料的考察』 『旧韓末日本留学(Ⅲ)——資料的考察』 『韓』三一五・六・十二、一九七四年)
- 西沢直子・王賢鍾 「明治期慶應義塾への朝鮮留学生(一)」 『近代日本研究』三十一、二〇一五年)
- 김기주 「한말 재일한국유학생의 민족운동」 『나티나문』一九九三年)
- 김상기 「慶應義塾入社帳」 (한국유학생편) 해제」 『쟁점 한국근현대사』四、一九九四年)
- 김소영 「재일조선유학생들의 국민론」 과 「애국론」 『친목회회보』(一八九六〜一八九八) 내용분석을 중심으로」 (『한국민족운동사연구』六十六、二〇一一年)
- 김인택 「『친목회회보』의 再讀(Ⅰ)」 『사이間SAI』五、二〇〇八年)
- 김효진 『서양헌법이론의 초기 수용』 (철학과 현실사、一九九六年)
- 김효진 「영국 헌법이론의 초기 수용(2)」 『인권과정의』三五五、二〇〇四年)
- 마스타니유이치 (榘谷祐一) 「갑오개혁기 독일유학생



과건정책과 유학생 출신의 사회진출」(고려대학교사  
학과 석사학위논문, 二〇一二年)

마스다니 유리치(槲谷祐一)「감오개혁기 도일유학생  
과건정책의 전개와 중단 과정」(한국사학보) 五十  
六, 二〇一四年)

박기환 「近代日韓文化交流史研究·韓國人の日本留学」

(大阪大学·文学研究科博士学位論文, 一九九八年)

박찬승 「一八九〇년대 후반 관비유학생의 도일유학」

(『근대 교류사의 상호인식』 I, 二〇〇〇年)

박찬승 「一八九〇년대 후반 도일유학생의 현실인식—유

학생 친목회를 중심으로」(『역사와 현실』 三十一, 一

九九九年)

왕현중 『한국근대국가의 형성과 감오개혁』(역사비평

사, 二〇〇三年)

왕현중 「한말 개혁기 민법 제정론의 갈등과 한국 관

습 의 이해」(『식민지 조선의 근대학문과 조선학연

구』, 선인, 二〇一五年)

왕현중 「감오개혁 이후 조선유학생의 일본 유학과 유학

분야」(『역사와 실학』 六十九, 二〇一九年)

유동훈 「韓末 渡日留學生의 文明開化論과 法思想

研究」(『학림』 二十二, 二〇〇一年)

이태훈 「인물조사를 통해 본 한국 초기 사회과학」

『유추체의 구성과 성격』(『한국문화연구』 二十二, 이

화여자대학교 한국문화연구원, 二〇一二年)

이태훈 「한말 일본 유학 지식인의 근대 사회과학」

『용과정과 특장』, 정치 “에 대한 인식과 입헌정치론”

을 중심으로」(『이화사학연구』 四十四, 二〇一二年)

전상숙 「근대 사회과학의 동아시아 수용과 메이지

일본 사회과학의 특질」(『이화사학연구』 四十四,

二〇一二年)

차배근 『개화기 일본유학생들의 언론출판활동연구

(I)』(서울대학교출판부, 二〇〇〇年)

최덕수 「한말 유학생단체 연구」(『공주사범대학』 논

문집』 二十一, 一九八三年)

최덕수 「한말 일본유학생의 대외인식 연구」 一九〇五

一九一〇」(『공주사범대학』 논문집』 二十二, 一九

八四年)

한시준 「한말 일본유학생에 관한 일고찰」(『천관우선생

환령기념한국사학논총』 정음문화사, 一九八五年)

明治期慶應義塾への朝鮮留学生（五）

〈表1〉留学生親睦会役員の変動（1895～1897）

区分	1期役員（1895.4～）	2期役員（1896.4～）	3期役員（1896.11.15～）	4期役員（1897.11.21～）
会長	魚允迪(1895.4.18～)、尹致昨(1895.4.24～)	洪爽鉉(魚允迪代、1896.4.28～)	申海永(1896.11.15～)	趙齊桓(1897.11.21～)
副会長	申海永	安衡中(申海永代)	魚榕善	安衡中
評議員	朴義秉、李秉武、洪爽鉉、魚榕善、金鎔濟、趙齊桓、安衡中、張台煥、李瑾相、鄭在淳、白轍洙(韓永源代、1895.8.3.)	申海永(1896.9.18～)、金鎔濟、魚榕善、鄭在淳、趙齊桓	鄭在淳(1896.11.15～)、趙齊桓、金鎔濟、金益南、南舜熙、樞風洙	安昌善、申海永、康永祐、樞風洙、劉昌熙、元応常
幹事	金明集、崔相敦、張憲植、朴正善、種植、金允求、朴正銑、方漢肅	金明集、安明善(1896.7.4～)、張憲植、朴正銑、吳聖模、張浩翼	吳聖模(1896.11.16～)、張浩翼、鄭寅昭、朴正銑	池承浚、兪承兼、徐廷岳
会計	康永祐、金益南、李範壽、劉昌熙	康永祐、張承斗、張奎煥	申佐善、金基璋、安明善	兪致学、崔永植、韓万源
幹籤	樞風洙、林炳龜、尹邦鉉、呂炳鉉、南舜熙、朴廷秀、李厦榮、曹秉柱、李鍾華、兪致奎、金正堦(白轍洙代、1895.8.3～)	樞風洙、南舜熙、兪承兼、劉昌熙、池承浚、卞河璣	張奎煥、池承浚、兪致学、卞河璣	張奎煥、申佑善、金大熙
幹誌	姜璟熙、朴基駿、李龍在、高義駿	姜璟熙(→玄欄)、全泰興(→元応常)	金鎔濟、劉昌熙、趙齊桓、元応常、(發行人)金鎔濟	(編纂)劉昌熙、金鎔濟、申海永(發行人)元応常
幹督	李儒哲、劉文相、李喜轍、全泰興、金憲植、安禎植、金洛煥、崔炳台、金鴻南、羅鎬	金鴻南、盧景輔、金基璋、安昌善、金鴻鎮、金東圭	盧景輔、崔万淳、金鴻南、金鴻鎮	金鴻南、崔万淳、慎順晟、(通常事務員)金鎔濟、(特別事務員)魚榕善

\*初代の役員名簿は『親睦会規則』1～5頁（全体の中25～29頁）；『親睦会会報』1～6号、〈親睦会日記〉参照

(表2) 朝鮮留學生居住地分布

	居住地	居住者姓名	人數 (名)
1	早稻田東京專門學校	洪爽鉉	1
2	本公使館	李秉武, 朴義秉	2
3	慶應義塾	魚允迪, 金鳳錫, 申海永, 李喜轍, 呂炳鉉, 李儒哲, 金鎔濟, 趙齊桓, 尹泰凡, 安昌善, 鄭在淳, 李瑾相, 安禎植, 安衡中, 魚珞善, 張憲植, 崔相敦, 崔奎福, 李在夏, 金明集, 白轍洙, 全泰興, 張浩翼, 樞鳳洙, 李周煥, 張台煥, 李喆宇, 金憲植, 金允求, 李敬承, 玄學圭, 李正熙, 李鍾華, 朴炳憲, 鄭錫煥, 兪致惠, 嚴柱一, 王瑾植, 尹世鋪, 李玄載, 申佑善, 張明根, 南舜熙, 金基璋, 李範壽, 康永祐, 李宜侑, 吳世儀, 鄭寅昭, 朴正善, 劉昌熙, 徐丙吉, 金教興, 趙學熙, 李殷相, 金寬鉉, 方漢肅, 洪承復, 金星圭, 張東煥, 吳胄泳, 金鴻南, 李興俊, 池承俊, 張奎煥, 朴道秉, 劉文相, 趙東赫, 兪承兼, 韓萬源, 趙元奎, 羅鎬, 趙文元, 洪彥杓, 黃佑惠, 金淳恒, 李冕宇, 張承斗, 朴鉞陽, 李時懋, 崔永植, 尹基周, 林炳龜, 吳亨根, 劉鎮世, 黃佑瑤, 李漢心, 李源昇, 尹九善, 吳在喆, 尹邦鉉, 林浚相, 林惠相, 慎俊賊, 姜龍甲, 樞承祿, 朴完緒, 李範鶴, 金亨燮, 金敬濟, 任徹宰, 李熙峻, 孫万秀, 金大熙, 兪致學, 金奎福, 卞志琬, 金重漢, 金教先, 徐丙武, 金東完, 兪鎮方, 魚潭, 洪仁杓, 鄭海英, 河相驥, 金洛煥, 金世泰, 崔炳台, 李熙璵, 金東圭, 金益南, 朴正統, 全万基, 吳聖模, 金正堦, 朴潤陽, 朴廷秀, 陳熙星, 張源植, 廉學雨, 金鴻鎮, 安慶善, 玄樞, 韓鳳儀, 盧景輔, 禹泰鼎, 卞河璵, 韓震用, 金義善, 樞定鎮, 朴晚緒, 李厦榮, 曹秉柱, 徐廷岳, 安明善, 兪致奎, 朴莊和, 鄭殷謨, 李圭三, 朴正和, 金鼎禹, 元心常, 金錫胤, 李憲珪, 林在德, 樞浩善, 尹致賊, 金鳳殷	160
4	九州熊本市	玄公廉, 慎順晟	2
5	立教大學校	朴基駿, 李龍在	2
6	明治女學校	姜璟熙, 高義駿	2
7	橫浜戸太村	李用雨, 兪斌兼, 趙鍾甲, 朴鍾漢, 崔俊相, 金鴻卿, 趙秉教, 沈魯漢, 李重元	9
8	東京麴町區 小金樓	白學埜, 成暢基, 趙義範, 王瑜植, 樞學鎮, 李大珪	6
9	西京商業學校	安泳中	1
10	馬關商業學校	閔泰稷	1
11	大阪西區 商業學校	鄭雲復	1
12	大阪堂島市立商業學校	申錫麟	1
合計			189

〈表3〉留学生親睦会通常賛成員名簿

区分	職位	姓名	人数	区分	職位	姓名	人数
1. 王族	義和君殿下	李炯*	1名		宮内府大臣	李耕植	
2. 公使館職員	駐日辦理公使署理	金思純	6名		同 協辦	李範晋	
	駐日辦理公使署事務代理	韓水源		学部大臣	李完用		
3. 現職官吏	駐米辦理公使署理	李玄植		同 協辦	金春熙		
	特命駐日全權公使	高永喜		農商工部大臣	金嘉鎮		
	公使館參書官	李台植		同 協辦	鄭秉夏		
	同 書記生	劉燦		中樞院議長	魚允中		
	同 書記生	劉燦		同 副議長	申箕善		
	同 書記生	劉燦		警務使	李允用		
	同 書記生	劉燦		漢城府觀察使	李采淵		
	同 書記生	劉燦		同 副議長	李采淵		
	同 書記生	劉燦		同 副議長	李采淵		
	同 書記生	劉燦		同 副議長	李采淵		
	同 書記生	劉燦		同 副議長	李采淵		
	同 書記生	劉燦		同 副議長	李采淵		
4. 前職官吏	内部主事	玄曠		前軍部大臣	趙義淵		
	農商工部會計局長	兪星溶		前宮内部協辦	金宗漢		
	法部檢事局長	安寧洙		前警務使	尹雄烈		
	中樞院參書官	尹致昨		前兵使	權澁鎮		
	總理大臣	金弘集		前兵使	李根濤		
	内部大臣	朴定陽		前府使	尹英烈		
	同 協辦	兪吉溶		前度支部參書官	韓鎮昌		
	外部大臣	金允植		前度支部參書官	柳正秀		
	同 協辦	尹致昊		前外部秘書課長	陸鍾允		
	度支部大臣	沈相薰		前軍部參領	趙義聞		
同 協辦	李鼎煥	前僉使	權東鎮				
法部大臣	徐光範	前虞使	李熙斗				
同 協辦	李在正						
軍部大臣	安嗣寿						
同 協辦	權在衡						
						合計	44名

\* 本会通常賛成員長

分類	所属職位	氏名	分類	所属職位	氏名
IV. 学士 (16名)	貴族院議員	安場保和	V. 言論従事者 (6名)	法学士 弁護士	平田譲衛
	衆議院議員	松島廉作		国民新聞社 社長	徳富猪一郎
	衆議院議員	肥塚龍		中央新聞社 社長 弁護士	大岡育造
	農商務大臣 子爵	榎本武揚		朝野新聞 社長	川村惇
	衆議院議員	江原素六		日本新聞社 社長	陸実
	改進黨 掌事	浅香克孝		東京日日新聞社 社長	朝比奈和泉
	衆議院議員	佐佐友房	読売新聞社社長	本野盛亨	
	市会議員 秀英舎舎長	佐久間貞一	VI. 其他人物 (10名)	其他	原田助
	衆議院議員	喜多川孝経		陸軍大尉	宇都宮太郎
	東京府知事 貴族院議員	三浦安		救世社 社主	鳥貫兵太夫
	衆議院議員	箕浦勝人		日本郵船会社 副社長	加藤正義
	衆議院副議長	鳥田三郎			小川盛重
	衆議院議員	四ノ宮有信			勝田孫彌
	衆議院議員	守屋此助			山田孝道
	衆議院議員	末広重恭		朝鮮公使館通訳	山崎英夫
	衆議院議員	鈴木重遠		東京馬車鉄道会社監査役	前島密
				キリスト教青年会館講師	松村介石
		大審院判事 独乙法学博士	本多康直		
		法学士	井上辰九郎		
		法学士	井上密		
	文学士	大西祝			
	法学士	織田万			
	文学士	坪内雄藏			
	文学士	長沢市藏			
	法学士	中村進午			
	医師	前田秀邨			
	米国法律学士	松平康国			
	弁護士	小山愛治			
	医学博士	青山胤通			
	法学士 弁護士	朝食外茂鉄			
	文学士	天野為之			
	医学博士	北里柴三郎			

明治期慶應義塾への朝鮮留学生（五）

〈表 4〉 留学生親睦会特別賛成員氏名及び職位現況（1895.10 現在）

分類	所属職位	氏名	分類	所属職位	氏名
I. 慶應義塾関係者 (19名)	慶應義塾塾頭	福沢諭吉	II. 各種学校関係者 (19名)	工業学校校長	手島精一
	慶應義塾	長谷川久次郎		立教学学校長	左乙女豊秋
	慶應義塾	和田定一		明治法律学校校長法律学士	岸本辰雄
	慶應義塾	中村利器太郎		明治義会中学校校長	塩谷吟策
	慶應義塾	向軍治		日本中学校校長	杉浦重剛
	慶應義塾	村上守倫		陸軍士官学校校長	波多野毅
	慶應義塾	安富衆輔		学習院院長 貴族院議員 公爵	近衛篤磨
	慶應義塾塾監局	益田英次		貴族院議員	岩村定高
	慶應義塾	木真哲		衆議院議員	犬養毅
	慶應義塾	福沢捨次郎		衆議院議員	市島謙吉
	慶應義塾	藤田一松		衆議院議員 法学博士	鳩山和夫
	慶應義塾塾長 貴族院議員	小幡篤次郎		宮内次官	花房義質
	慶應義塾	庄原虎之進		農商務大臣 秘書官	早川鉄治
	慶應義塾	浜野定四郎		貴族院議員 公爵	二条基弘
	慶應義塾	馬場丈太郎		衆議院議員 弁護士	中島又五郎
	慶應義塾	渡邊洪基		市会議員	星松三郎
	慶應義塾	門野幾之進		伯爵	大隈重信
	慶應義塾	鎌田栄吉		枢密院顧問官	大島圭介
	慶應義塾	山口大造		衆議員書記官長 法学士	奥田義人
II. 各種学校関係者 (19名)	理学博士	石川千代松	III. 政治界人士 (40名)	貴族院議員 子爵	岡部長職
	明治女学校幹事	岩本善治		衆議院議員	尾崎行雄
	東京専門学校校長	井手佐三郎		衆議院議員	河野広中
	青山学院院長	本多庸一		陸軍中將 貴族院議員	谷干城
	東北学院院長	狎川方義		帝国海上保険会社社長、貴族院議員	武井守正
	美術学校校長文学士	岡倉覚三		衆議院議員	田口卯吉
	高等師範学校校長	嘉納治五郎		衆議院議員 文学士	高田早苗
	東京専門学校寄宿舎舎長	田中唯一郎		警視総監	園田安賢
	朝鮮国官立日本語学校教師	長島岳次郎		貴族院議員 子爵	鍋島直彬
	学習院教授	吳文聡		貴族院議員	長岡護美
	女子学院院長	矢島拵子		衆議院議員	野口代治
	東京商船学校校長	松山温徳		衆議院議長	楠本正隆